

砥部町立麻生小学校いじめ防止基本方針

R 7.4.5

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

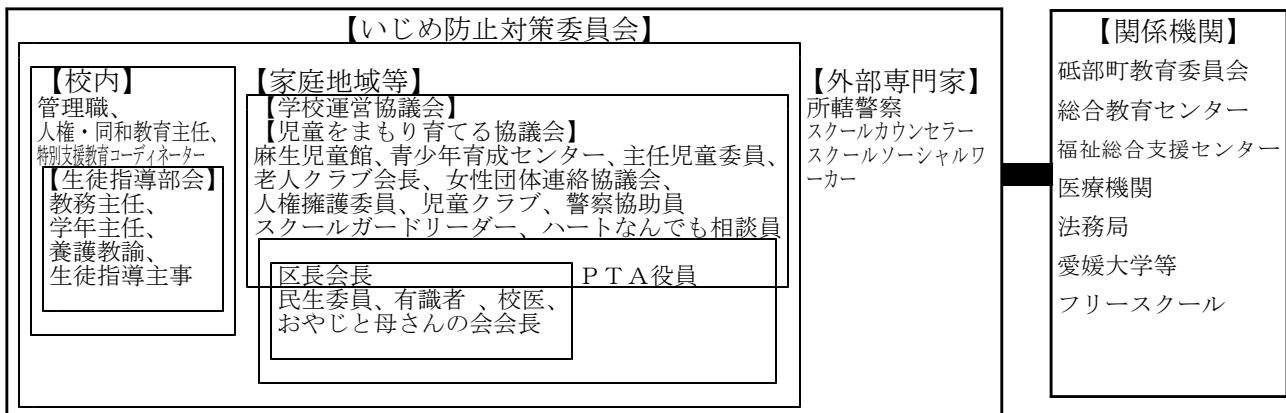
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な取組

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであるという認識に立ち、学校や地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、全ての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。なお、事案発生時には、迅速かつ適切な情報共有と組織的な対応を行うことを徹底するとともに、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わなかった場合は、法の規定に違反し得ることも共通理解する。

2 いじめ防止等の対策組織



【外部専門家】
所轄警察
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

【関係機関】
砥部町教育委員会
総合教育センター
福祉総合支援センター
医療機関
法務局
愛媛大学等
フリースクール

※ 必要に応じて、委員を選任する。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

児童一人一人が活躍できる集団づくりに努め、児童が互いの違いやよさを認め合い、学級の中で居場所を感じて自己有用感をもつことができるようとする。また、麻生っ子三つのめあてである「言葉を大切にする」「失敗を笑わない」「なかまはずしをしない」という態度を育てる。

(2) 人権・同和教育の充実

学校の教育活動全体を通じて、互いの人権を尊重し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」という態度を養う。

(3) 道徳教育の充実

児童一人一人に、思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度、規範意識等を育み、道徳的な判断力、心情、実践意欲を育てる。

(4) **学校・地域連携カリキュラムを基にした体験活動の充実**

学校・地域連携カリキュラムを基にした体験活動を積極的に取り入れ、自他の意見の相違があるても、互いを認めながら建設的に調整し、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、困難な状況を乗り越える経験を積むことにより、自己肯定感を高める。

(5) 特別活動・異年齢集団活動の充実

様々な集団活動の中によりより人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶことができるようとする。**また、発達段階に応じてグループエンカウンターの授業実践も取り入れることで、よりよい人間関係づくりの一助にする。**

- (6) 分かる授業の実践
児童一人一人が成就感や充実感を味わうことができるように、分かる・できる授業の実践に努める。
- (7) 相談体制の整備
児童、保護者が教師に安心して相談できるよう、日頃から信頼関係を構築する。**1～4年生は学校生活アンケート（心の健康観察カード）、5・6年生はジブンミカタプログラムを活用し**、記述内容を基に定期的に教育相談を実施し、児童理解に努める。さらに、ハートなんでも相談員やスクールソーシャルワーカーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (8) 特別支援教育の視点に立った児童理解
個々の児童の特性に応じた指導に努め、児童のできていることを認めたり、得意な面を更に伸ばしたりして自信をもたせることで、自己肯定感を高めることができるようとする。
- (9) 校内研修の充実
いじめの様態や特質、原因・背景、具体的（L G B T Q を含む）な指導上の留意点などについて、校内研修で周知を図り、全教職員の共通理解を下にいじめの未然防止に取り組む。
- (10) 情報モラル教育の推進
児童のインターネットに関する使用状況等の現状を把握するとともに、情報モラル教育を推進する。家庭に対しても、インターネット・S N S ・ゲーム機等の使い方やルール、フィルタリングサービスについて児童と話し合うよう啓発する。また、We b 上での課金やプリペイドカード等を購入しての支払い等のトラブルを防止するために、金銭の正しい使い方についての学習を行う。

(11) 学校間の連絡協力体制の整備

社会性や自己有用感等を発達段階に応じて身に付けていくことができるよう、異学校種や同学校種間で適切に連携して、幅広く児童を見守る。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) 児童の行動の観察
遊びや対話、日記等を通して児童と積極的に関わり、児童の人間関係の変化や悩みを把握する。また、チェックリストを用いて、児童が発する小さなサインを見落とさないように努める。さらに、**教科担任制のメリットを生かしつつ**、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査の実施
学期に1回の「心のアンケート」や、**1～4年生は学校生活アンケート（心の健康観察カード）、5・6年生はジブンミカタプログラムを実施する**。また、児童が話したい教職員を指名して相談できる「ふれあいポスト」を用いて、いじめの早期発見に努める。その際、自分のことだけでなく心配な友達のことについても多面的に情報を集める。
- (3) 教育相談の実施
適宜、教育相談を実施し、受容的な雰囲気の中で児童の悩みを積極的に受け止め、いじめの早期発見に努める。
- (4) ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
ハートなんでも相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、情報を共有できる体制を整える。
- (5) 保護者との連携・情報の共有
いじめ問題の相談窓口の周知を行うとともに、家庭で気になった児童の様子について、気軽に学校へ連絡・相談することができる雰囲気づくりに努める。また、学校だよりや学年通信、ホームページ等を利用して、学校の取組や実践事例を随時、紹介していくことで、家庭と学校との信頼関係づくりに役立てる。

5 いじめの早期解決のための取組

- (1) 初期対応
いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を直ちに止める。また、児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。保護者へ指導結果の連絡を迅速に行い、事案への共通理解を図る。
- (2) 組織的な対応（事実確認・情報収集）
発見・通報を受けた教職員は、校内いじめ防止対策委員会に報告し、対応チームを組織して指導方針を共通理解した上で役割分担して迅速な対応を進める。いじめの事実について、関係する児童に聴取したり、周囲の児童にアンケート調査を行ったりして、情報を収集して事実の確認を

する。いじめの解決が困難と考えられる場合や、犯罪行為と認められる場合には、砥部町教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署等や外部専門家と相談して対処する。

(3) 被害児童の支援や保護者に対する説明

いじめを受けた児童からも聴取し、学校で把握した事実関係を、その日のうちに迅速に保護者に伝える。いじめを受けた児童には、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて当該児童の安全確保に努める。また、保護者との連携を密に図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。

(4) 加害児童への指導や保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係を確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害児童が抱える問題にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。また、保護者に対して事実確認したことや指導した内容について説明し、再発することがないようその後の連携を密にしながら、継続的な助言をする。

(5) 集団への指導と継続的な指導

集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、「観衆」や「傍観者」の立場の者が自分のこととしていじめを捉え、いじめを根絶しなければならないことの重要性について指導する。また、その後の集団の様子を継続的に観察し、見守る。

(6) ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」等より)

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を砥部町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 砥部町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その後、必要な措置を取る。

7 家庭・地域との連携

(1) 各家庭（P T A）での取組

- ア 児童の頑張りをしっかりと認めて褒めたり、いけないときは毅然と叱ったりするなど自尊感情や規範意識を養うことを啓発する。
- イ 児童の寂しさやストレスに気付くことができるよう、子どもの話を真剣に聞くことを啓発する。
- ウ 児童の様子が変なつたり、けがや金品などの被害を受けたりしたら、学校に連絡するよう依頼する。
- エ 児童がインターネット・S N S・ゲーム機等を利用する場合に必要な対策を講じるとともに、使用についてのルールを決めるなど、ネットいじめ防止の啓発を行う。

(2) 地域での取組

- ア 児童への積極的な挨拶や声掛けを依頼する。
- イ いじめやはいけない行為を発見した際には、声掛けをしたり学校や家庭に連絡したりするよう依頼する。

8 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

【いじめ防止対策年間計画】

	月	児童の活動	教職員の取組	保護者	地域
一 学 期	4 月	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【みんななかよし集会】	○いじめ防止基本方針についての確認 ○生徒指導に関する校内研修（児童理解） ○児童に関する情報交換 ○心の健康観察	○保護者との情報交換	
	5 月	○行事を通した人間関係づくり 【1年生を迎える会】 【JRC登録式】 【遠足等】	○いじめに関する校内研修 ○児童に関する情報交換 ○心の健康観察		
	6 月	○自己をみつめる週間 【なかよしタイム】	○心のアンケート ○児童に関する情報交換		学校運営協議会
	7 月		○児童に関する情報交換 ○心の健康観察	○保護者との情報交換 【個人懇談】	
	8 月		○いじめ防止対策委員会（児童をまもり育てる協議会）	○学校運営協議会	
二 学 期	9 月	○行事を通した人間関係づくり 【なかよしタイム】	○児童に関する情報交換 ○心の健康観察	○いじめ対策についての啓発【人権・同和教育参観日】	
	10 月	○行事を通した人間関係づくり 【運動会】 【なかよしタイム】 【ウォーキング遠足】 ○自己をみつめる週間	○児童に関する情報交換 ○心の健康観察	○いじめ対策についての啓発	
	11 月	○行事を通した人間関係づくり 【なかよしタイム】	○心のアンケート ○児童に関する情報交換		
	12 月		○児童に関する情報交換 ○心の健康観察	○保護者との情報交換 【個人懇談】	学校運営協議会
三 学 期 な 定 取 期 組 的	1 月	○行事を通した人間関係づくり 【なかよしタイム】	○児童に関する情報交換 ○インターネット状況調査 ○学校評価の実施 ○心の健康観察	○学校評価の実施	
	2 月	○自己をみつめる週間 ○行事を通した人間関係づくり 【学習発表会・なかよしタイム】	○心のアンケート ○児童に関する情報交換		学校運営協議会
	3 月	○行事を通した人間関係づくり 【6年生ありがとう集会】 【遠足】 ○特別活動 ○なかよし班活動	○児童に関する情報交換 <u>○記録の管理と引き継ぎ</u> ○中学校との連絡会 ○心の健康観察 ○学級経営の充実 ○人権・道徳教育の充実 ○教育相談の充実	○いじめ対策についての啓発	

平成26年3月1日 策定
附則 令和7年3月25日一部改訂